

浜松市南部（馬込川下流域）総合的治水対策推進協議会設置要領

（名称）

第1条 本会は、「浜松市南部（馬込川下流域）総合的治水対策推進協議会」（以下、「協議会」という）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、浸水被害の頻発する二級河川馬込川流域内である浜松市管理の新橋1号排水路（高塚川）および篠原15号排水路（西部排水路）の流域において、水害を防止又は軽減させるため、流域の総合的な治水対策を推進し、流域全体の治水安全度を向上させることを目的とする。

（組織）

第3条 協議会は、別表－1に定める会員により構成し、別に作業部会を置く。

（会長）

第4条 協議会には、会員の互選により会長を置く。

2 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

3 会長に事故等があるときは、会長があらかじめ指名する会員が職務を代行する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が必要と認める時、若しくは会員から要請があった場合に開催し、会議の議長は、会長がこれにあたる。

（幹事会）

第6条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を設置し、主に対策の進捗管理等を行う。

2 幹事会は、別表－1の2に定める会員により構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（事務局）

第67条 協議会の事務局は、静岡県浜松土木事務所企画検査課及び浜松市役所河川課に置き、代表事務局を浜松市役所河川課とする。

（参考人からの意見聴取）

第78条 協議会が必要と認める時、会員以外（参考人）に出席を求め、意見を聴取することができる。

（雑則）

第89条 この設置要領に定めない事項については、必要に応じて協議会の承認を得て定めるものとする。

附則

1 この設置要領は、平成27年11月5日から施行する。

附則

1 この設置要領は、平成28年7月14日から施行する。

2 この設置要領は、平成30年3月19日から施行する。

3 この設置要領は、平成31年3月26日から施行する。

4 この設置要領は、令和3年3月〇〇日から施行する。

別表-1

浜松市南部(馬込川下流域) 総合的治水対策推進協議会 組織構成

1 協議会

関係機関		会員
静岡県	経済産業部	農地計画課長
		農地保全課長
		西部農林事務所長
	交通基盤部	河川砂防局長
		河川企画課長
		河川海岸整備課長
		農地計画課長
		農地保全課長
	浜松土木事務所長	
	危機管理部 経営管理部	西部危機管理局長 副局長兼西部危機管理監
浜松市	危機管理監	危機管理課長
	産業部	農地整備課長
	都市整備部	都市計画課長
		土地政策課長
		公園管理事務所長
	土木部	土木部長（会長）
		南土木整備事務所長
		道路保全課長
河川課長		
南区役所	区振興課長	
上下水道部	下水道工事課長	
学校教育部	教育施設課長	
浜松市西南部土地改良区	理事長	

2 幹事会

関係機関		会員
静岡県	経済産業部	農地計画課 事業調整班 班長
		農地保全課 農地保全班 班長
		西部農林事務所企画経営課長
		〃 農村整備課長
		〃 農地整備課長
	交通基盤部	河川企画課 課長代理
		河川海岸整備課 河川整備班 班長
		農地計画課 事業調整班 班長
		農地保全課 農地保全班 班長
		浜松土木事務所 維持管理課長
		〃 企画検査課長
	〃 工事課長	
	危機管理部	西部危機管理局 地域支援課 班長
経営管理部	西部地域局 危機管理課班長	
浜松市	危機管理監	危機管理課グループ長
	産業部	農地整備課グループ長
	都市整備部	都市計画課グループ長
		土地政策課グループ長
		公園管理事務所グループ長
	土木部	南土木整備事務所グループ長
		道路保全課グループ長
		河川課グループ長
	南区役所	区振興課グループ長
上下水道部	下水道工事課グループ長	
学校教育部	教育施設課グループ長	
浜松市西南部土地改良区	副理事長	

3 作業部会

各対策メニューの実施担当部局等により構成する。

4 事務局

(代表) 浜松市役所河川課、静岡県浜松土木事務所企画検査課